

令和3年度 第1回米子市廃棄物減量等推進審議会（議事録概要）

【審議事項】し尿処理手数料の改定について

〈事務局〉

【資料説明】

〈会長〉

ご意見、ご質問等ございましたらよろしく申し上げます。

〈A委員〉

資料6について。説明の中で、案6と案7の人件費は、公共事業の労務単価を使ってらっしゃるということですよ。案1から案5までの労務単価というのは何を使っとられるんでしょうか。

〈事務局〉

厚生労働省が出しております毎月勤労統計調査、各産業別の労働者の賃金水準を調査しているものがございまして、そちらを使わせてもらっております。

〈A委員〉

それは全国の数字ですか。

〈事務局〉

全国の数字です。

〈A委員〉

全業種の平均ということですか。

〈事務局〉

全業種ではありません。

〈A委員〉

資料13の見積書について、運転手さんの月額賃金が14,000円で、作業員さんの給料が13,000円となっていますよね。この数字は厚生労働省の数字ですか。

〈事務局〉

この13,000円と14,000円は、あくまで見積の数字ですね。これは公社のほうで出した見積りとして、公社としての考え方です。

〈A委員〉

そうすると人件費積算は、案1が見積価格であって、案2から案5が厚生労働省の毎月勤労統計調査の数字、それから案6、案7が公共事業の労務単価換算の数字ですか。

〈事務局〉

そうです。

〈A委員〉

厚生労働省の毎月勤労統計調査の数字は、全国の何の業者の数字ですか。

〈事務局〉

事業所規模が5人～29人の業者になりまして、職種としては一般廃棄物処理業という区分での数字になります。

〈A委員〉

具体的に今の金額は。行政の見積と行政の積算は。

〈事務局〉

具体的な金額ということで、まず案1のほうは業者の見積になります。案2のほうは令和2年度の統計の一般廃棄物処理業といたしまして、360,792円と出ております。

〈A委員〉

業者の見積と同じ単位で言っただけですか。

〈事務局〉

一般廃棄物の毎月勤労統計調査は、先ほど申し上げました360,792円ですけれども、業者さんの見積を見ますと、運転手さんについては433,650円、作業員さんについては402,675円ということで、大体4万から5万くらい高い見積が出ている状況になります。

〈A委員〉

わかりました。

〈会長〉

ボーナスとかを含めると43万とか40万ぐらいですね。

〈事務局〉

それぐらいの額ですね。

〈会長〉

ありがとうございます。単位等についてもみんな適当に出していないということで理解いたしました。

他に質問、ご意見ある方は。

〈A委員〉

業者の見積と、それから7案ぐらいあるんですけども、その違いがよくわからない。全体的なことを質問したい。業者が収入減、そして実際の収集量も減ってきてる。一方で物価も上がり消費税も上がっている。そういうことで非常に負担が大きくなって収入は少ないということです。現実的に、収入減というのはどれぐらい現実で下がってきているのか数字的なものがわかれば教えてください。見積では、1台あたりの去年の積算量は書いてあるんですけども、実際これでいくとどれぐらい儲かるのか、今までの流れでくるとどれくらい収入減なのかということをお教えください。

〈事務局〉

今現在、市民の方が汲み取りに来られた業者さんに支払う金額は18リットルあたり税込みで223円です。どれくらい下がったのかということなんですが、それに量を掛けると、業者さんはその金額分だけ収入が減ることになります。その量が何リットルかというのは、手元に資料がございません。それが例えば180リットルであれば、2,230円減ることになるのでございますので、全体の減った量掛ける18リットル分の223円したものが直接的に業者さんに入ってこないということになります。

〈A委員〉

その分がマイナスになるということですか。

〈事務局〉

その部分がいわゆる業者さんの実入り部分といいますか、収入として減る部分ということでございます。

〈A委員〉

何となく分かりますが、我々として考える場合、その収入減をカバーするための料金設定をすればいいのか、上げていけばいいのか。それともある程度の収入増を見込んだほうがいいのか。市として、行政としての考えがあればお聞かせ願いたいのですが。

それからもう一つ気になったのは、手数料の改定案の算定で令和4年から令和7年の平均値で求めて積算されているんですけども、これは次の資料6の、これに4年から7年の今後の見積を見込みながら平均されていますけども、これはそうしたほうがいいのかということなんですね。まず最初の、市としてどういう考えかお聞かせいただければ。

〈事務局〉

この5、6年の間の人件費の値上がりや消費者物価指数の上昇など踏まえて、一定の改定の必要性等をご判断いただきつつも、これはある意味公共料金的な性質を持っておりますので、市民の皆様から頂戴するお金という側面を合わせて考えていただきますよう、ということをお願いさせてもらったところでございます。例えば米子市は下水道につきましても、それから水道局が水道料金を決める際にも、単純に必要な経費をただ計算して必要金額を全て改定分に上乗せして改定するという事は、基本的に公共料金の性格として、なかなか行えませんので、それを米子市が条例で理由を定めて、許可という仕組みの中で業者さんになんとか協力していただきながらなんとかそれでも続けていってもらえるような環境を作るという意味合いにおいて、どこまでが適切なのか、非常に難しい考え方ですけど、そういったバランスを取るという考え方が必要ではないかと考えております。

〈A委員〉

資料5について。資料7のくみ取りの2ヶ月標準排出量を参考にして計算してみました。第1案の価格にすると、利用するほうは2,500円ちょっと負担増になります。7案だと703円。その他、私がいいと思ってるのですが、第3案ぐらいで考えると、26.5%増の1,337円という値段になるんです。いずれにしても、負担増というのは、利用する側としては金額的に大きいのか小さいかという、そのへんを考えていかなければいけないかなと思ってるんです。一応参考に下水道料金が出ているんですけども、下水道料金に比べるとし尿のほうはいろいろ支援策とかあって、普段は少ないかなと思ってるんですけども。このへんはどう考えられますか。

〈事務局〉

ご意見ありがとうございます。まず先ほどA委員様がいろいろ試算をしていただいたことは、皆様方にとっても分かりやすい考え方だと思います。次回に向けて、そういった市民負担がこのぐらいの金額になるというのを、各案ごとに並べた表のようなものを作ってはどうかと今、感じました。少しその辺りを加えさせてもらって、またご議論いただきたいと思っております。

それから下水道との関係ですけど、やはり下水道の使用料が家族4人分で6,859円、そういったところで収まっている中で、し尿は依然汲み取りという状況の中でし尿の必要経費というものが、今5,055円で留まっていますけど、果たしてこれが下水道の使用料より上回っているのか、

そういったことも見ていかないといけないと思っています。

〈会長〉

ありがとうございます。

〈B委員〉

2点あります。1つは、大きな流れの中で、下水道がだんだん整備されていってし尿のニーズはどんどんどんどん減っていく。代替の事業の提供は限りがあるしということで、どんどん高くなっていくのは必至ですよ。汲み取りの人は早く下水道に切り替えろと、米子の整備のほうに持っていくという、たぶん政策の1つになるかなとは思いますが、そのあたりを少し押さえないといふのと。

もう1つは下水道料金との比較というところで、私の中ではし尿汲み取りのところは一般会計のほうからの財源の経緯はどうなっているのかということを知りたいというのがあります。下水道に関しては、一般会計からの財源がどーんと減らされて下水道料金がぐっと上がっている。今回もまた一般会計から2億円ぐらい出さなくなり、その分だけ市民の負担が上がっているという経過もあるみたいです。だから単純に下水道料金とこれとを比較して欲しくないなって個人的には思いがあったので、それを伝えたいと思いました。

〈事務局〉

ありがとうございます。もちろん下水道は特別会計、企業会計ですから、水道とも連携しながら公益企業会計化に準じて、今はさらに水道と下水道を一元化しながら効率化を図って、なるべく下水道料金の値上げをしないで済むよう検討してはいるんですけど、どうしてもインフラの維持をしながら特別会計的な処理をしようと思ったら、基本的には使用料で賄うという原則の中でお願いしなくてはいけない値上がりであると、とりあえずご理解いただきたいところです。先ほどご意見いただきましたこのし尿処理手数料と下水道の関係というのはいろんな考え方があって然るべきだと思います。私が先ほど言いましたのは、例えば下水道使用料をし尿処理手数料が上回ってしまった時に、果たして市民の皆さんがどういうふうに関心を受け止められるだろうか、そういったことの範囲での私の受け止めをお話しさせてもらったというふうにご理解をいただけたらありがたいと思っております。

〈会長〉

ありがとうございました。今の議論は充分ご理解いただいていると思うのですが、この下水道料金とし尿処理料金、公共料金としての、廃棄物処理の基本的な米子市の仕組みの話になっていますので、この資料の中で少し全体像がつかめないところがありまして、その辺りの理解を皆さん共通にしておかないといけないような気がします。

今、家庭がありまして、それからし尿運搬の業者さんがいまして、それから広域の浄化場で処理をしていただくと。この中で今お話していただいておりますのは、家庭から業者さんがバキュームカーで広域の浄化場に持って行っていただいて処理をしていただくという話の中で、家庭から処理の手数料を業者さんにお支払いするところが話になっているわけです。そこで、実はこの公共料金全体を考えてこの問題を議論するためには、広域の処理場の処理をするお金はどこから出て、どうなっているかということが出てきます。ここからお金がどこにも流れていないという説明ではなかなか理解できない。一番お金がかかるのはここなんですよ。公共下水道の場合には、下水道

を張り巡らして各家庭から処理場で処理するという、膨大な手間とお金がかかっているのですが、し尿の今の議論の中にはこの辺りの話は全く無い。市の公共のお金として手数料というのが使っているわけで。だからそれがどういうふうに使われているかというのを説明していただくと、し尿処理全体の、先ほどの公共下水道と並べて話をする場合には皆さんご理解が深まると思います。よろしくをお願いします。

〈事務局〉

今、会長様におっしゃっていただきましたように、今18リットルで223円というのは、汲み取りに來られて汲み取ってもらった時に18リットルあたり223円を業者さんに渡されて、そのお金は業者さんの営業利益になるお金です。一方、今ご質問がありました広域の浄化場でも、水をきれいにするため、結構莫大な金額がかかっています。実際に場所と言いますと、米子下水道の横に西部広域の米子浄化場というのがあります。そこで処理をしております。汲み取り業者さんは汲み取ったものをみんなそこに持って行かれます。これは米子だけでなく、南部町とか大山町とか、西部圏域の汲み取ったものは全部そこに行きまして、そこで最終的な処理をして、各市町村に負担料を求められています。よってそこは市の税金で負担しているというのが今の現状です。

今、議論になっているのは、業者さん側の実入りの部分である手数料について値上げをお願いできないかということでの議論でございます。

〈会長〉

ありがとうございます。今の事務局の話を受けまして、皆さんご理解を深めていただきましたでしょうか。そこでこの部分、し尿処理の処理の経費を家庭は負担していないんですね。このお金を家庭は負担しない仕組みなんですけど、公共下水道は家庭が全部負担しているんですけれども、この仕組みは、米子市独特のシテスキームかもしれませんし、そのへんのところが理解しにくいんですが。いかがでしょうか。

〈事務局〉

おそらく、全国的にし尿処理というのは、昭和の時代から続いておりまして、その地域ごとの特性というのがございます。例えばこのあたりですと、し尿の業者さんは許可制になりまして、し尿の汲み取りをする業者さんが、例えば米子市ですとこの校区はこの業者さんというのがかなり前から決まっております。そのように米子市は許可をするという形で行っております。その他、地域によっては委託といいまして、市が全部税金を支払って業者さんに委託金を払ってやってもらう地域などいろいろございます。そういう面でいきますと、恐らく浄化場の処理については、全国的に地方公共団体が負担をしているのではなからうかなと思います。と申しますのがし尿というのが最終的に一般廃棄物として、最終的な処理責任というのは各市町村にございますもので、そういった意味合いでもそのような負担をしているというのが現状ではなからうかなと思います。

〈会長〉

今、昭和の時代からとおっしゃいましたけども、その昔はし尿というのは価値があったんです。畑に撒く肥やしとして価値がありましたので、この区域はおたくが集めていいよという許可制だったんです。今はそのように使いませんので、その昔の話ですが。

それで、やはりこの米子市のシステムは全部行政の仕事としてやっているんだと、家庭は負担しなくてもいいという仕組みですが、それは他の市町村がどうしているか調べてみてください。

〈事務局〉

先ほどの補足になるんですが、下水とし尿の違いというのが、やはり先ほどちょっと申し上げましたとおり、し尿は一般廃棄物で、下水は一般廃棄物ではございませんので。通常の燃えるゴミとかも、今は有料ではございますが、以前は無料で最後焼却するところまでしておりました。まだ有料化していない自治体も全国的には多くございます。そういった意味で、廃棄物の最終的な処理責任は自治体あるということで、これについては市町村のほうが負担するというのが今までの流れだろうと思っています。それはある程度確認させていただきます。

〈会長〉

やっぱりそもそも平等にご負担いただかなければならない。し尿処理の最終処理の部分は全部行政が負担する、家庭が負担しない仕組みというのが、どうも理解出来ない。等しく皆さん、どの家庭も、し尿処理をしていただく家も同様に負担しなければいけないというふうに思うんですけども。その中で公共料金が決まっていくのではないかというように思いまして。皆さんご理解いただかないと議論が進みませんので、次回までにこの点について整理していただいて、その資料をいただくと理解が進むかと思えます。よろしく願いいたします。

〈事務局〉

分かりました。いただいたご意見等を整理させていただきますして、次回にはお持ち出来るようにしたいと思えます。

〈会長〉

他にありませんでしょうか。

〈C委員〉

下水道の普及が市の方向性だと思うんですけど、なかなかそのようにいかない事情があります。そこで、このし尿処理をしておられる家庭というのはどういう家庭なのか。地域的なものなのか、個人的なものなのか。私は先ほど会長さんがおっしゃいましたように、やはりし尿処理、最終的な浄化槽を使われるのは平等に支払うべきなのかなというふうに思います。今いろいろなこれまでの経緯とか聞いていて思いましたけれど、どういう家庭がし尿処理を行っているのか聞きたいです。

〈事務局〉

今、し尿処理されている家庭というのは、基本的には下水道が通っていない地域の方、農業集落排水が整備されていない地域の方、合併処理浄化槽など自分の庭に浄化槽を入れて水洗化されていないところになります。あとやはり水洗化するためには金額等も必要でございますのでそういった整備ができないご家庭の方が、まだ汲み取りのままですされているという現状であろうかと思えます。

〈会長〉

ありがとうございました。

〈D委員〉

今の質問でどうかなと思ったんですが、米子市のし尿処理世帯数はどうなっているのでしょうか。米子市では何件くらい利用があるのかというのを考えたほうがいい。

〈会長〉

資料3に年次推移が書いてありまして、図になっています。その中でし尿処理人口が少しずつ少しずつ減っているんですが、大体1万人ぐらい。件ではなくて人です。人口です。下水道なんかと

一緒に人でやるんですね。下水道がどんどん整備されていきますけども、汲み取りの方があまり減っていないというのが、米子市の場合の問題点です。なかなか公共下水道が来てもつながらない。結構そういう方がおられるということです。

〈事務局〉

会長さんがおっしゃられたとおりで、資料3の、例えば令和2年で申しますと10,755人ということでございますが、世帯で大体5,000世帯ぐらいでなかろうかと思っております。

〈D委員〉

それで聞くけれども、淀江にも広域浄化の場所があるがあれはどういった具合に使われるのでしょうか。

〈事務局〉

淀江の白浜というところにあつたんですけども、こちらは西部広域のほうがもうやめられまして、今は米子の浄化場に一本化されております。

〈D委員〉

それなら各広域で負担されるお金というのはかなり少なくなるのでしょうか。

〈事務局〉

そうですね。白浜で処理されることは、もう今はありませんので、米子の浄化場で処理されたものを皆さんが負担されております。

〈会長〉

ありがとうございました。他にご意見、ご質問はありませんでしょうか。

〈D委員〉

前回も上げたが、率にしてどのくらい上がったか。

〈事務局〉

資料1をご覧くださいますと平成27年4月1日に上げておりますが、改定率としては6.3%上げております。

〈会長〉

細かい数字が並んでいる資料で、理解出来ないところがあるかと思っておりますけども、委員の皆様、この機会に。

〈C委員〉

し尿は一般廃棄物、下水道のほうは一般廃棄物ではないとおっしゃられましたがどういう考え方をされるのでしょうか。一般廃棄物と普通の公共下水道関係のものとの違いについてお願いします。

〈事務局〉

先ほどし尿は一般廃棄物だというお話をしましたが、これは廃棄物処理法という法律にあります。産業廃棄物って聞かれたことがあると思うんですが、廃棄物には産業廃棄物と一般廃棄物というのがありまして、その区分をつけなければならないということで。主に事業所から出るプラスチックゴミなどそういった特定の物質を廃棄する時には産業廃棄物ということになっており、一般家庭から出る燃えるゴミであるとか、皆さんがカレンダーに沿って出されるのが一般廃棄物ということになっております。その中でし尿はどこに該当するんだということで、法律の体系の中では一般廃棄

物という扱いになっております。下水道は皆さんの家庭からトイレトーパーなんかとともに出て行くと思うんですけど、それを下水道処理施設で処理をされてきれいにされるんですが、そこに含まれるトイレトーパーなどは残ってしまいます。そういったものは取り除いて処理をするんですが、その時は産業廃棄物にしましょうという取り決めが法律の中にあります。簡単に言いますと、法律の中で線引きをして誰が責任を持って処理するのかということも廃棄物処理法で決めて、それに従ってみんなが処理をしているという形でございます。そしてその法律の区分の中でし尿は一般廃棄物という取り決めになっているということです。

〈会長〉

他にご質問、ご意見は。

〈B委員〉

コロナ禍でいろんなイベントがなくなってしまい、例えば仮設トイレなどにも影響が出ているのではないかと。この1年半、その辺りの影響というのも聞きたい。業者へ聞き取りは。

〈事務局〉

事業者さん、及び環境事業公社さんから特別にそこで困っているというようなお話は、今のところは伺っておりません。

〈会長〉

資料3のグラフについて、生活排水処理人口、し尿排水量の年次推移なんですけども、総人口がブルーの線に変化していきまして、その次に汚水衛生処理人口というのが緑の線で示されています。この差っていうのは令和2年で23,000人おられるんですが、これは何でしょうか。

〈事務局〉

緑が汚水衛生処理人口と書いてありますけども、123,950人ですか。これは実際に現在ご自分のご家庭に水洗便所を設置されている市民の方の総数になります。ですので、下水道であれ農業集落排水であれ合併処理浄化槽であれ、家が水洗便所の人の総数ということでございます。

〈会長〉

分かりましたが、総人口と汚水衛生処理人口の差が2万あって、し尿処理人口が1万ですから1万足りませんが。

〈事務局〉

確認させていただいてもよろしいですか。

〈事務局〉

単独浄化槽というのがございまして、それがこの間の部分だと思います。

〈会長〉

確認をお願いします。

〈事務局〉

分かりました。

〈会長〉

今、単独浄化槽はもう新たに付けることはなく、かつて付けておられた方が順次合併に替えておられるんですが、まだ残っているわけですね。

〈事務局〉

はい。まだ残っております。

〈会長〉

単独浄化槽は衛生とは言わないということですか。この名前のつけ方が普通の統計とは違うような気がするので、他の統計に合わせた名前をつけていただけたらと思います。よろしく願います。

〈事務局〉

分かりました。

〈会長〉

他にご意見等がございませんようでしたら、その他の項目がありましたら事務局から。

〈事務局〉

スケジュールに関して、第2回の審議会を資料では8月下旬としておりましたけども、今、委員の皆様にご意見いただいてこちらのほうもいろいろ先ほどのご意見に基づいた提案等させていただくにあたりまして、9月下旬ごろを目安に第2回目の審議会を、10月の中旬から下旬にかけて第3回目と変更をさせていただきたいと思います。事務局からは以上でございます。

〈会長〉

本日はたくさんの意見を委員の皆様からいただきまして、ありがとうございました。次の機会にまたお会いしたいと思います。本日はありがとうございました。